一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和８年11月５日

大阪市長　横　山　英　幸

1　担当部局

⑴ 入札執行担当課（入札に関する照会先）

大阪市健康局総務部経理課

〒530－8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所２階

電話　06－6208－7934

⑵ 事業担当課（売払物品・契約締結に関する照会先）

大阪市健康局大阪市保健所感染症対策課結核グループ

〒541－0052　大阪市中央区安土町３丁目１番３号　大阪市保健所５階

電話　06－6647－0653

2　入札に付すべき事項

売払物品	数量	初度 登録年月	車台番号	型式
中古医療防疫車	１台	平成23年 ９月	DVW41- 040432	ABG-DVW41

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

⑴ 「令和７・８・９年度物品売払入札参加承認証」（以下「承認証」という。）の交付を受けていること

なお、令和７・８・９年度「承認証」の交付を受けていない場合は、大阪市契

約管財局契約部契約課委任・物品契約グループに本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を行うこと

ただし、令和８年11月25日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

※令和７・８・９年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市調達・契約システム（https://www.osaka.city.beneproc.com/）のその他「不用品の売り払い」→「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書（令和７・８・９年度分）「令和７・８・９年度申請要領」からダウンロードすること

⑵ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

⑶ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

⑷ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

4　公告文等の交付場所等

⑴　公告文等の交付場所及び契約条項を示す場所

大阪市ホームページ「健康局　不用品売払入札案件」への掲載及び担当部局（１⑴に同じ。）

⑵　公告文等の交付方法

公告の日から令和８年11月25日（水）まで無償により交付する。ただし、担当部局（１⑴に同じ。）での交付は本市の休日を除く午前９時から午後５時まで（午後０時15分から午後１時までを除く。）

5　入札参加申請受付期間及び受付場所等

⑴　受付期間

公告の日から令和８年11月25日（水）までの本市の休日を除く午前９時から午

後５時まで（午後０時15分から午後１時までを除く）

⑵　受付場所

担当部局（１⑴に同じ。）。※郵送等での受付は不可

⑶　入札参加申請に要する書類

承認証（原本）※コピー不可

6　入札参加資格の審査等

上記５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して物品買受申込書（以下「入札書」という。）を交付する。

7　下見日時及び場所

下見について、入札に参加する者は必ず売払物品の下見を行い、持参する入札書に当局立会者の証印を受けること。

下見日時	下見場所
令和８年11月26日（木） 午後３時から午後５時まで	大阪市大正車庫 大阪市大正区 三軒家東２丁目13番13号

8　入札執行の日時及び場所

⑴　入札書受付期間　令和８年12月１日（火）　午前10時から午前10時30分まで

⑵　開札予定日時　　令和８年12月１日（火）　午前10時30分

⑶　入札執行の場所　大阪市健康局総務課管理会議室２

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所本庁舎２階

9　入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定に該当する者

⑵　入札書交付時から開札時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

⑶　入札書交付時から開札時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

10　入札方法等

⑴　上記２の売払物品ごとに入札に付し、入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。なお、郵送等による入札は不可

⑵　再度入札は１回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

11　入札保証金等

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金　要

落札者は契約金額の100分の10以上を本市が交付する納付書を用い、令和８年12月２日（水）午後５時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。

ただし、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除とする。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

12　落札者の決定方法

予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13　入札の無効

⑴　大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

⑵　本市が交付した入札書を用いないでした入札

⑶　再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札

⑷　無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

⑸　下見立会者の証印がない入札（再度入札時は除く）

14　売買代金納付期限

令和８年12月11日（金）

15　物品引取期限

⑴　引取期限　令和８年12月25日（金）午後５時

⑵　引取場所　大阪市大正車庫　大阪市大正区三軒家東２丁目13番13号

16　その他

⑴　11⑵の契約保証金が指定期限までに納付できない場合（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。

⑵　落札決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

⑶　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

⑷　落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出をしない場合は、契約の締結を行わないものとする。

（健康局総務部経理課）